

○羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の職名に関する規則

平成 23 年 3 月 16 日規則第 1 号

最終改正 平成 27 年 3 月 31 日規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員（臨時的に任用された職員を除く。以下「職員」という。）の職名に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職名の構成)

第 2 条 職員の職名は、職層名及び職務名とする。

(職層名)

第 3 条 職層名は、次のとおりとする。

- (1) 参事 部長又はこれに相当する職にある職員
- (2) 副参事 課長又はこれに相当する職にある職員
- (3) 主査 係長又はこれに相当する職にある職員
- (4) 主事 前 3 号に定める職員を除く職員

(職務名)

第 4 条 職務名は、別表のとおりとする。

- 2 羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和 47 年教委規則第 5 号）第 3 条に基づき置かれた所長は事務局長を職務名とし、課長、係長、主査、統括技能主任、主任及び技能主任を含め、別表に定める職務名に代えることができる。

(法令職名)

第 5 条 法令等の定めるところより、特別な職名を必要とする職に併任された職員については、この規則に定めるもののほかその職名を併せて使用することができるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 25 年 4 月 9 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 26 年 12 月 2 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 2 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

区 分	職 務 名
1 事務職	一般事務
2 技術職	一般技術 栄養士
3 技能職	給食調理員
4 その他	その他管理者が指定する職員の職務名については、管理者が指定する名称をもつて前 3 号の職務名に代えるものとする。